

北見市における訪問歯科診療の相談手順書

北見市における訪問歯科診療の相談手順(ケアマネジャー等に限る)

北見市医療・介護連携推進事業における連携の課題として、訪問歯科診療の利用促進を目的として、北見歯科医師会オホーツク圏域在宅歯科医療連携室への相談依頼方法について北見歯科医師会と北見市医療・介護連携支援センターで手順を定めました。

なお、本手順は訪問歯科診療を開始するにあたり、通院が困難でかつ、かかりつけ歯科医師の歯科診療が受けられない場合のみに限った場合での手順を示したものです。

また本手順は北見市内の利用者に限り実施するもので、北見市在住以外の利用者については「オホーツク圏域在宅歯科医療連携室(北見歯科医師会ホームページ掲載)」の手順及び様式にて相談します。

訪問歯科診療開始までの介護支援専門員が実施する手順	
1	介護支援専門員等によるアセスメント
2	訪問歯科診療が必要と判断され(目的・訪問内容など)、かつ以下の条件にすべて該当する。 ○ 通院が困難である。 ○ かかりつけ歯科医師の訪問歯科診療が受けられない。
3	介護支援専門員がご本人、ご家族からの同意を得る。
4	介護支援専門員がオホーツク圏域在宅歯科医療連携室へ相談依頼 ○ 「北見歯科医師会オホーツク圏域在宅歯科医療連携室 相談依頼票」を FAX する。 ○ 相談レベルのものでも可。 (北まる net を活用した依頼については準備が整い次第開始する)
5	オホーツク圏域在宅歯科医療連携室が相談依頼を受理、以下を北見歯科医師会で検討し介護支援専門員へ連絡する ○ 訪問歯科医師の調整し提携歯科医院の紹介 ○ 在宅歯科診療の必要性の有無の判断のための事前訪問(無料)
6	訪問歯科診療の開始 介護支援専門員は治療内容や治療予定期間などを歯科機関より情報提供を受け、他のサービス等と調整を行う

(北見市医療・介護連携推進事業 R3 年度6月)